

商品およびサービスの購入に関する RWE 取引約款 (日本) - 2025 年 1 月

1. 契約および期間

- 1.1 RWE のグループ会社 (以下「RWE」という。) はいずれも、**注文書** (以下「**注文書**」という。) に社名を記載の上、発注することができるものとする。**注文書** は、**注文書** に記載された商品、サービスおよび/または成果物 (以下「**成果物**」という。) を、**注文書** に記載された請負業者 (以下「**請負業者**」という。) から購入する旨の RWE からの申込みを構成する。RWE が発注する**成果物**の**注文書**は、本取引約款の本条項 (総称して「**本取引約款**」といい、個別に「**本条項**」という。) に従うものとする。RWE とは、各**注文書**に記載される会社を意味し、**RWE グループ**とは、RWE のグループ会社のうち、会社計算規則第 2 条第 3 項第 25 号上の「**関係会社**」に該当するすべての会社を意味する。
- 1.2 **請負業者**は、RWE に対し書面で明示的に受注の通知 (署名された**注文書**の返送を含む。) を行うことにより、RWE からの注文の申込みを承諾する (以下「**受注する**」または「**受注**」という。) ものとする。請負業者が**注文書**を受領してから 14 暦日以内に書面 (E メールを含む。) にて異議を唱えなかった場合、または注文のみなし承諾による契約の成立の法的効果につき認識した上で**請負業者**が**成果物**の提供に着手した場合、**請負業者**は当該**注文書**による注文の申込みを承諾したとみなされるものとする。
- 1.3 **受注の日** (以下「**契約開始日**」という。) をもって、**請負業者**と RWE との間で、**注文書**および**本取引約款** (以下「**本契約**」という。) の内容で構成され、これらに従う契約が締結されるものとする。
- 1.4 **本契約**は、**契約開始日**に始まり、**本契約**に基づくすべての義務が履行されたときに終了する (以下、**契約開始日** (を含む。) からかかる**終了日** (を含み。) までを「**本契約期間**」という。)
- 1.5 RWE は、**請負業者**の取引約款および RWE の**本取引約款**から逸脱した契約条項には一切服しない。
- 1.6 **注文書**で定める内容は、いかなる**本条項**に優先する。

2. 解釈

- 2.1 **本取引約款**において、書面 (以下「**書面**」という。) には、電磁的形式 (電子メール等) を含む。SAP **注文書**については、**請負業者**と RWE は、SAP システムを経由して送信される**注文書** (電子署名の有無を問わない。) をもって当該**注文書**が有効に合意されているとみなすことに合意する。**請負業者**と RWE が合意した場合、簡易な電子署名により**本契約**を締結することができる。
- 2.2 **本取引約款**において「**適用法令**」とは、**本契約**の契約上の義務の履行時かつ/または RWE の事業所または引渡し場所において有効な法律、法規または規制を意味する。
- 2.3 一方当事者が行使できる権利 (本契約の解除権、取消権ならびに**請負業者**または RWE が有する**本契約**に基づくあらゆる権利の履行請求権を含む。) については、民法第 97 条第 1 項、第 123 条および第 540 条第 1 項に基づく書面通知に基づく方式によるのみ行使されるものとする。

3. 非独占性、グループ会社購入

- 3.1 **本契約**に基づく RWE による**成果物**の購入は、非独占的なものであり、RWE のグループ会社 (以下「**RWE グループ**」という。) 内の他のグループ会社のため購入を行う場合もある。

4. 引渡し

- 4.1 **請負業者**は、**成果物**の供給 (「以下「**引渡し**」という。) にかかる危険および費用を負う。当該危険及び費用には輸送、積込み、収集、**成果物**の取扱い、保管、梱包、開梱、現場での受領、引渡しおよび必要となるすべての保険の付保費用を含む。**請負業者**は、「Delivered Duty Paid」 (インコタームズ 2020 で定義される。) の形式にて引渡し、**成果物**または**請負業者**の機器の一部に必要なすべての輸入許可または許認可を取得し、その費用を支払うものとする。
- 4.2 引渡しには、**成果物**およびその使用に関連するすべての道具および書類 (取扱説明書および安全衛生に関するデータ等を含む。) の引渡しが含まれる。
- 4.3 **請負業者**は、**注文書**に記載された日時 (以下「**引渡日**」という。) 、場所 (以下「**引渡場所**」という。) および数量で**成果物**を引渡すものとする。
- 4.4 **成果物**の引渡しに関連して提示された納品書またはその他の書類への RWE の署名は、物の受領の事実のみを証明するものであり、適合する数量の**成果物**の引渡しが行なわれたこと、または**引渡し**された**成果物**が**本契約**の要件に適合していることを証明するものではない。

5. 引渡日

- 5.1 RWE の権利に影響を及ぼすことなく、**請負業者**が**引渡日**に**成果物**を**引渡し**できないと判断した場合、**請負業者**は、RWE に対し、遅延と遅延の原因となる状況を遅滞なく通知しなければならない。

6. 分割での引渡し

- 6.1 **請負業者**は、**注文書**に別途記載されている場合または RWE が明示的に事前同意した場合を除き、**成果物**を分割で**引渡し**することはできない。

7. 成果物の基準および品質

- 7.1 **請負業者**は、**請負業者**が**引渡し**すすべての**成果物**につき、負担のない完全な所有権を RWE に対し移転させるものとする。
- 7.2 **成果物**は、RWE の知的財産権または第三者の知的財産権を侵害してはならない。
- 7.3 **請負業者**は、**成果物**に関連する製造業者および/またはその他該当する第三者によるあらゆる保証の利益を RWE に対し譲渡するものとする。

8. 成果物のラベリング、出荷通知および包装

- 8.1 **請負業者**は、**成果物**に RWE の名称、住所、注文番号および発送の詳細 (**成果物**の名称または説明、輸送、部品ごとの品目番号、重量、数量、発送場所および発送日の詳細) を明記しなければならない。RWE は、**請負業者**に通知するその他必要情報を添付する。また、**請負業者**は、当該**成果物**の供給業者であること、製造日および製造場所 (該当する場合) を**成果物**上において明確に記載するものとする。
- 8.2 **請負業者**は、**成果物**を適切に包装し、保管および使用に関連して必要なすべての注意事項、指示およびその他の情報 (輸送および/または積卸しの要件を含む。) を**成果物**に附属させるものとする。
- 8.3 **請負業者**は、**成果物**の安全、健康または環境面の危険性について、**成果物**に含まれる危険物の詳細、また当該危険物が漏洩等した場合に講じるべき適切な措置の詳細とともに、RWE に対し通知するものとする。

- 8.4. 請負業者は、**成果物**を適切に梱包および固定し、損傷等がない状態で**引渡場所**に配達できるような方法で輸送するものとする。
- 8.5. RWEは、**成果物**の輸送、**引渡し**または供給に使用した梱包資材を**請負業者**に対し返却する義務を負わない。
- 8.6. 請負業者は、該当する**適用法令**に従って廃棄物を除去し、処分するものとする。
9. **所有権および危険負担**
- 9.1. **成果物**の所有権および危険は、**引渡場所**での**引渡し**時をもって、**請負業者**からRWEに対し移転するものとする。ただし、請負業者による同時履行の抗弁権の行使を阻むものではない。
- 9.2. 請負業者は、危険がRWEに移転するまでの間、**成果物**の再調達価格の全額を補償する保険に加入するものとする。輸送中に**成果物**が破損または紛失した場合、その破損または紛失による責任は**請負業者**の責任とする。
10. **価格、請求書発行および支払い**
- 10.1. RWEは、**請負業者**に対し、**成果物**の**引渡し**完了時に、**注文書**に記載された額（以下「**料金**」という。）を支払う。
- 10.2. **料金**には、消費税は含まれないが、運賃、保険料その他の**引渡し**費用、滞在費および宿泊費、設備または工具の供給、**請負業者**の従業員への支払い（給与、賃金、賞与、その他の手当、法定の料金および賦課金、年金引当金、超過勤務または時間外労働に対する支払いを含む。）および**本契約**に基づくすべての義務の遵守等に係る実費をはじめとするその他すべての費用が含まれる。
- 10.3. **請負業者**は、**成果物**の提供に必要な資料および活動の一切、費用および経費の一切、ならびに**本契約**に基づく義務の一切を考慮して**料金**を設定するものとする。
- 10.4. **請負業者**の請求書には、当該請求書の日付、請求書番号、**請負業者**の名称および住所、**消費税**の内訳、**注文**番号、請求**料金**を記載しなければならない。請負業者は、RWEに対し、RWEからの別途の要求に応じ、その他RWEが合理的に要求するすべての情報または証拠書類を提供するものとする。なお、**請負業者**の請求書は、消費税法に基づく適格請求書の要件を満たさなければならない。時給を請求する場合、適用される税務上の要件に従い、旅費（運賃および宿泊費等。）から仕入税を控除するものとする。領収書はすべて正確で、永久に判読可能なものでなければならない。
- 10.5. **請負業者**は、RWEが**注文書**で要求する様式で、RWEが**注文書**で指定する宛先住所に対し、請求書を送付するものとする。
- 10.6. RWEは、請求書を受領した日から30暦日以内に支払いを行うものとする。RWEが請求書に異議を唱えた場合、RWEは、当該異議にかかる問題が解決するまで異議のある金額の支払いを保留することができる。
- 10.7. 支払期日が到来しても異議のある金額の支払いが行われない場合、**請負業者**は、日本の**適用法令**に従った利率による利息を請求することができる。
- 10.8. **本契約**に基づき支払われる金額には、**消費税**は含まれないものとする。**請負業者**が納付期限の到来した消費税を税務当局に納付しなければならない場合、供給を受けた者は、適度な**消費税**請求書の受領を条件として、当該金額に加え、当該消費税相当額を支払うものとする。
- 10.9. いかなる支払いも、**請負業者**またはRWE双方の権利または義務に影響を及ぼすことはなく、**請負業者**が**本契約**に基づく義務を完全に遵守したとRWEが認めるものではない。
11. **変更および改訂**
- 11.1. **サービス**の提供に関する**契約**の場合、RWEは、個々の場合において請負業者にとって不合理でない限り、**引渡し**の範囲（契約上合意された**引渡日**を含む。）の変更を要請することができる。**請負業者**は当該要請に従わなければならない。当該要請の影響（特に、費用の増額または減額および**引渡日**）については、適切に考慮され、変更が実施される前にRWEと**請負業者**との間で明示的に合意されなければならない。**引渡し**の遅延が差し迫っている場合、または危険が差し迫っている場合、RWEは、**請負業者**に対し、かかる明示的な合意の成立に先立ち、当該変更に従った**引渡し**の履行を開始するよう要求することができる。**請負業者**は、かかる要求に従うものとする。
- 11.2. **本契約**に対する追加合意、改訂および**契約追加**には、両当事者間の**書面**による合意を要する。ただし、電子SAP**注文**の形式をとることもできる。
12. **契約不適合および債務不履行**
- 12.1. RWEは、**適用法令**上認められる法定の**契約不適合責任**に基づく買主が売主に対して有する権利を完全に行使することができる。
- 12.2. **請負業者**とRWEが明示的に別段の合意をしていない場合、法定の検査通知義務にかかる瑕疵通知期間は、**成果物**の**引渡し**または受領時から起算される。
- 12.3. **請負業者**の**債務不履行**により第三者に**損害**が発生した場合、**請負業者**は、当該第三者に発生した**損害**または当該第三者からのRWEに対する請求で認められた**損害**につき、RWEに対し補償しなければならない。
- 12.4. **請負業者**が**本契約**前に**成果物**に関連して違法な競争制限に明らかに関与していた場合または優越的地位を濫用した場合、**請負業者**は、他の責任規定にかかわらず、**料金**の12%相当額の違約金を支払うものとする。ただし、**請負業者**が、損害額が当該違約金より低いこと、または損害が発生していないことを証明した場合にはこの限りでない。本条項は、**本契約**が解除された場合または既に履行が完了している場合にも適用される。なお、RWEが有するその他の権利（違約金の金額を超えて損害賠償を求める権利を含む。）は影響を受けないものとする。
- 12.5. 違法な競争制限とは、特に、以下の内容に関する他の入札者／申請者に対する反競争的な交渉、推薦または指名を指す。
 (a) 地域協定を含む入札の提出または不提出
 (b) 価格設定および利益に関する取決め
 (c) **引渡し**数量
請負業者が任命した者または**請負業者**を代理して行為する者の行為も、**請負業者**自身による行為とみなされる。
13. **保険**
- 13.1. **本契約**または法律に基づく権利または義務を損なうことなく、**請負業者**は、**本契約**または**適用法令**に基づき**請負業者**が継続的な責任を負う期間中、信用格付けが高い保険会社において、**本契約**または**適用法令**に基づく**請負業者**の義務の性質および範囲を考慮して合理的に予想される性質および範囲の**保険**に加入し、これを維持するものとする。当該**保険**の補償は、**本第 13**

- 条に定める以下の内容を含まなければならない、RWEからの要請があった場合には、当該要請後7暦日以内に**請負業者**はRWEに対し、保険証書を提出し補償内容を証明しなければならないものとする。
- (a) 1件につき少なくとも500万ユーロ、または**適用法令**で義務付けられている金額のいずれか高い方の金額を補償する雇用者賠償責任保険
- (b) 1件につき少なくとも500万ユーロを補償する、**成果物の引渡し**に起因または関連して発生した死傷および**成果物**等の財産の**損失**または**損傷**に対する第三者への賠償責任を含む公的責任保険、製造物責任保険および環境責任保険
- (c) **適用法令**により義務づけられたその他の保険
- 13.2. 保険で適用される免責額は、**本契約**に基づいて**請負業者**が責任を負う**損失**に関連する場合、**請負業者**の負担とする。
- 13.3. **請負業者**が、**本契約**に基づく補償対象事故に関連して保険会社から保険金を受領した場合、**請負業者**は、当該保険金からRWEから請求される金額および/または当該保険金からRWEに支払うべき金額をRWEに対し支払い、および/または当該保険金を関連する**債務不履行**にかかる治癒の目的にのみ使用するものとする。
14. 責任
- 14.1. **請負業者**は、義務違反の責任がないことを証明しない限り、義務違反とその結果生じた損害について責任を負うものとする。さらに、**請負業者**は、**請負業者**の**成果物**の**契約不適合**または**請負業者**の何らかの**義務違反**に基づき**第三者**がRWEに対して請求した損害賠償の一切につき、**請負業者**が損害の原因となる事象について責任を負わないことをRWEに対し証明しない限り、RWEに対し当該損害賠償額を支払う義務を負うものとする。**本第14条**は、**請負業者**が代理人を使用する場合にも適用される。
15. 契約解除
- 15.1. RWEは、**請負業者**に対し**書面**で通知することにより、いつでも**本契約**を解除することができる。
- 15.2. **本契約**は、いずれかの当事者に**本契約**上の重大な義務違反があり、当該違反の治癒を要請する**書面**による通知から14日以内に当該違反が是正されない場合、他方当事者は**本契約**を解除することができる。
- 15.3. RWEが**本契約**を解除できる場合、RWEは、**成果物**の一部についてのみ**本契約**を一部解除することができる、その場合、残りの**成果物**の**引渡し**について**本契約**が継続されるものとする。
- 15.4. **請負業者**が違法な競争制限に関与したことで**請負業者**が**債務不履行**に陥った場合、**本第12条**（**契約不適合**および**債務不履行**）に基づきRWEが利用可能な救済措置に加え、および/またはこれに代えて、RWEは**書面**通知により直ちに**本契約**を**取消**または**解除**することができる。取消しの場合、関連する**適用法令**が適用される。
16. 契約解除
- 16.1. 契約解除時または**本契約**期間満了時に、RWEは**請負業者**に対し、**本契約**期間満了日または**契約解除日**時点で（キャンセル済みまたは不合格品ではない）**引渡し**済みだが未払いの**成果物**につき支払うべき代金を按分割合に応じて支払うものとする。
- 16.2. **請負業者**の**債務不履行**または**義務違反**を理由としてRWEが解除する場合、RWEは、未回収の範囲で**請負業者**から**本第12条**（**契約不適合**及び**債務不履行**）に定める金額を回収することができ、**請負業者**は、**解除**によりRWEが被った**結果的損害**をRWEに対し支払うものとする。
- 16.3. 別段の合意がない限り、法定規定が適用される。
17. **請負業者の従業員等**
- 17.1. RWEと**請負業者**の**従業員**、取締役、役員、代理人、職員、スタッフ、**請負業者**、**下請業者**またはその他の労働者（以下「**従業員等**」という。）には法的関係は存在しない。
- 17.2. **請負業者**は、**請負業者**が雇用する**従業員等**に支払う報酬から、税金および社会保険料等を適切に控除するものとする。
- 17.3. **請負業者**は以下の各事項を確保するものとする。
- (a) **請負業者**は、**成果物の引渡し**に必要なすべての車両、必要な安全器具、その他の工具および設備を**従業員等**に提供すること。
- (b) **請負業者**とその**従業員等**が**成果物**を**引渡し**するために使用する車両、設備およびその他の工具のすべてが、良好かつ合法的で、使用可能な状態であること。
- (c) **請負業者**の**従業員等**は、適切な資格を有し、有能で熟練した経験豊かな者であり、**成果物の引渡し**、車両の運転、**成果物**の取扱い、および**本契約**を遵守した**成果物**の安全な**引渡し**に必要なすべての工具および設備の取扱いができるよう訓練されていること。
- (d) 安全衛生に関連するものを含め、RWEによる口頭および**書面**による指示を**請負業者**の**従業員等**が理解し、遵守できるようにするための手順を導入していること。
- (e) 物的損害や人的損害を防止するための適切な予防措置を講じていること。
- 17.4. **請負業者**は、**従業員等**が**サービス**を提供する前に、合法的な範囲で、**請負業者**の**従業員**が、業界慣行上求められる本人身元確認事項またはRWEから**請負業者**に合理的に通知された本人身元確認事項を充足していることを確認するものとする。かかる本人身元確認事項には、身元、就労の権利、推薦状、資格、運転免許証の確認が含まれる。**請負業者**は、かかる本人身元確認事項の記録を保管し、RWEが閲覧を要求した場合は当該記録をRWEに対し提示するものとする。
- 17.5. **請負業者**は、RWEが合理的かつ合法的に要請した**サービス**を提供する**従業員等**に関する情報を、当該要請があった日から10営業日以内に提供するものとする。
- 17.6. **請負業者**は、以下の事項を確保するものとする。
- (a) **従業員等**が、現地の保安および安全に関するRWEとの取決めに従うようにすること。
- (b) **従業員等**が、RWEの業務への支障が最小限になるように職務を遂行するようにすること。
- 17.7. RWEは、**請負業者**に通知することによりいつでも、RWEの合理的な見解において、RWEの敷地内に立ち入る資格または能力がない者、RWEの安全もしくはセキュリティに関する手順もしくは方針に反する方法で行動する者、他者に傷害を与えるもしくはその虞のある者、財産に損害を与えるもしくはその虞のある者、またはその他の安全もしくはセキュリティ上のリスクをもたらす者を、RWEの敷地内から排除するまたはその要求をすることができる。**請負業者**の義務は存続し、RWEがかかると者を排除またはその要求した場合であっても、軽減または変更されることはないものとする。

- 17.8. 請負業者は、請負業者またはその従業員等が本第 17 条に基づく請負業者の義務を遵守しなかった結果、RWE（およびまたは RWE グループ内の会社）が被った、またはそれに発生した損失、責任、損害、経費、請求、罰金、要求、手続、課徴金、罰金、罰則、要求または費用（弁護士費用を含む。）（以下「損失」という。）につき、RWE および RWE グループに対し全額補償するものとする。
- 17.9. 本第 17 条の違反は重大な違反を構成し、RWE は、当該違反を請負業者の債務不履行として本契約を解除することができるものとする。
18. RWE の所有物の所有権
- 18.1. 請負業者が取得したまたは RWE もしくはその代理人が提供した情報、仕様書、図面、スケッチ、モデル、プロトタイプ、サンプル、工具、デザイン、技術情報もしくはデータ、またはその他の専有情報もしくは知的財産権（書面または口頭等によるものを問わず、個人データを含む。）（以下「RWE 所有物」という。）はいずれも、RWE の所有物であり、請負業者の所有物ではない。
- 18.2. 請負業者は、以下の各行為を行うものとする。
- 請負業者の所有物および他者の所有物から RWE 所有物とを分離すること。
 - RWA 所有物を適切に保管および保護し、RWE 所有物が RWE の所有物であることを明示すること。
 - RWE からの要請に応じて、RWE に対し RWE 所有物を引き渡すこと。
- 18.3. RWE 所有物の危険は、請負業者が RWE 所有物を取得した時点、または請負業者が利用できるよう RWE が RWE 所有物を提供した時点で、請負業者に移転するものとする。
19. 知的財産権
- 19.1. 契約開始日以前に存在する請負業者の知的財産権（以下「IPR」という。）はすべて請負業者に帰属するものとし、契約開始日以前に存在する RWE の知的財産権はすべて RWE に帰属するものとする。
- 19.2. 請負業者は RWE に対し、RWE および RWE グループが成果物および本契約の利益を得るために必要な、請負業者の既存の知的財産権を使用するための使用料の支払いを要しない、永続的で、譲渡可能および取消不能な非独占的かつ全世界において使用可能なライセンス（使用許諾権等）をここに付与する。
- 19.3. 請負業者は、（契約開始日時点または契約開始日時点にて存在していない IPR については IPR が発生した直後の時点において）本契約に関連してまたは成果物の引渡の結果、請負業者もしくはその代理人により作成または開発された成果物に係る負担のない知的財産権（著作権を含む。）の一切（新規または特注のコンピュータ・コードを含み、あらゆる新バージョン（アップデート、アップグレード、リリース、パッチおよびバグフィックス等。）を含む。）を完全な権原保証をもって RWE に譲渡するものとする。
- 19.4. 請負業者は、すべての著作権者人格権およびその他の権利の放棄を取得し、必要なすべての書類に署名し、これらの IPR に必要な対抗要件を具備するために合理的に必要なその他のあらゆる事項を行うことに同意する。
- 19.5. RWE のためにソフトウェアが制作または開発された場合、RWE は、制作または開発されたソフトウェアのソースコードを単独所有し、請負業者は RWE に対し当該ソースコードを提供するものとする。
- 19.6. RWE が請負業者またはその従業員等に付与した RWE の知的財産権を使用する権利は、本契約期間の満了時またはそれ以前の契約解除時のいずれか早い時点において消滅する。
- 19.7. 請負業者は、以下の事由のいずれかの結果またはそれに関連して RWE およびもしくは RWE グループ内の会社が被った、ならびに/または RWE およびもしくは RWE グループに対する請求で認められた損害につき、RWE および RWE グループを防御および補償するものとする。
- 請負業者またはその従業員等による RWE の知的財産権の侵害。
 - 成果物（の全部または一部）が第三者の知的財産権またはその他の権利を侵害しているという主張または訴訟。
- 19.8. 請負業者および RWE はそれぞれ、第三者の知的財産権に関する請求が主張された場合または実際に申し立てられた場合、当該請求を知った時点で、遅滞なく相手方に通知するものとする。
- 19.9. 請負業者および RWE はいずれも、相手方当事者の書面による事前承諾なしに、第三者の知的財産権に関する請求につき、いかなる責任も認めてはならず、和解や譲歩を行ってはならないものとする。
- 19.10. 請負業者は、RWE への書面による要請および請負業者の費用負担により、補償に基づく債務または責任について RWE に十分な金銭的担保を提供した上で、第三者の知的財産権に関する請求の交渉および訴訟の一切を実施または解決することができ、RWE は、請負業者の要請および費用負担により、請負業者に対し、かかる交渉および訴訟に関連する合理的な支援を与えるものとする。
- 19.11. 第三者の知的財産権に関する請求が請負業者または RWE に対してなされた場合、またはなされる可能性があるとして請負業者が判断した場合、請負業者は、いかなる権利または義務に影響を及ぼすことなく、遅滞なく自己の費用負担において、以下のいずれかの行為を行うものとする。
- RWE および/または RWE グループのために、本契約に従って成果物または知的財産権（またはその一部）の使用を継続する権利を確保すること。
 - さらなる知的財産権の権利侵害を防ぎかつ本第 12 条（契約不適合および債務不履行）を遵守するように、侵害している成果物（またはその一部）を修補または追完すること。
 - 成果物が契約不適合であった場合と同様に、本第 12 条（契約不適合および債務不履行）に定めるすべての金額を RWE に支払うこと。
- 19.12. 本第 19 条の違反は重大な違反を構成し、RWE は当該違反を請負業者の債務不履行として本契約を解除することができるものとする。
20. 秘密保持
- 20.1. 注文書、本取引約款、またはその他機密性のある技術上もしくは商業上の情報（機密である旨の表示があるもの、またはその性質上、機密であると合理的に考えられるもの。）（以下「秘密情報」という。）は機密とする。秘密情報には請負業者が RWE（またはその代理人）から明示的もしくは黙示的に受領したもの、または請負業者が別の方法で入手したもの（RWE の事業、財務その他業務に関連する情報、RWE グループ

- プのグループ会社もしくはRWEの情報、またはそれらの顧客もしくは供給業者または共同事業者の情報を
含む、情報システムおよび/またはネットワークに
関連する個人データ、個人情報または**RWE所有物**を
含む。)を含む。請負業者は、本契約に基づく義務の
履行に必要な場合を除き、**秘密情報**を利用してはならず、
RWEの書面による事前承諾なしに**秘密情報**(の全部
または一部)を第三者に対し開示してはならない。
- 20.2. 請負業者は、**秘密情報**を安全に保管し、個人データお
よびすべての**秘密情報**への不正アクセス、紛失、破壊、
盗難、使用または開示から保護するための適切な技術
的および組織的な対策、プロセスおよび手順を維持し、
適用するものとする。請負業者は、本契約に基づく請
負業者の義務の履行に必要な期間、または法律により
要求もしくは許可される期間を超えて**秘密情報**を保持
しないものとする。
- 20.3. 請負業者は、以下のいずれかの場合、その範囲内で秘
密情報を開示することができるものとする：
(a) 請負業者が、本契約に基づく請負業者の義務の
履行のみを目的として、請負業者の従業員等も
しくは請負業者のグループ会社、または専門アド
バイザー、監査人および銀行に**秘密情報**を開示す
る必要があると判断した場合(ただし、いずれの
場合も、かかる者らに同等の秘密保持義務を課す
ものとする。)
(b) 請負業者が従うべき法律により、または証券取
引所、規制当局もしくは政府当局により**秘密情
報**の開示を要求された場合(ただし、請負業者が
RWEに対し、遅滞なく当該開示要求に関する書
面通知を行うことを条件とする)。
(c) 請負業者の過失によらず**秘密情報**が公知である
場合または公知になった場合。
(d) **秘密情報**が、秘密保持義務を負うことなく、第三
者から請負業者に開示されていた場合。
- 20.4. 請負業者は、法令により許容される範囲内において、
RWEの要請に応じて、請負業者のインフラに保存さ
れている**秘密情報**およびデータ(それらの写しの一切
を含む。)を速やかに削除、破棄または**RWE**に対し
返却し、当該削除、破棄または返却が完了したことを
証明するものとする。
- 20.5. 請負業者は、**RWE**の書面による事前承諾なしに、
RWE、**RWEグループ**、**本契約**またはその一部もしくは
はその主題に関連する発表または広報を行わないもの
とする。
- 20.6. 請負業者は、請負業者またはその従業員等による本第
20条の違反の結果またはそれに関連して**RWE**およ
び/または**RWEグループ**が被った**損失**につき、**RWE**
および**RWEグループ**を防御および補償するものとし
る。
- 20.7. 本第20条の違反は重大な違反を構成し、**RWE**は当
該違反を請負業者の**債務不履行**として**本契約**を解除
することができるものとする。
- 20.8. 本第20条に基づく義務は、**本契約**期間中のみならず、
本契約期間終了または解除後3年間適用される。
21. データ保護
- 21.1. 成果物の提供に関連して個人データが提供される限り
において、請負業者は、**本契約**に基づく義務を履行す
るためにのみ、管理者としてその時点で有効な適用の
あるデータ保護法(個人情報の保護に関する法律
(2003年法律第57号、その後の改正を含む。))およ
び一般データ保護規則(GDPR)(適用がある場合。)
を含む。)に従って、当該個人データを処理するもの
とする。請負業者は、
(a) 当該個人データをその他の目的で使用または処
理しないものとする。
(b) **RWE**から受領した個人データを、適切な技術的
および組織的手段により、無許可の第三者による
アクセスから保護するものとする。
(c) データ侵害が疑われる場合、または**RWE**のデー
タの処理におけるその他の変更または不正があ
った場合もしくは請負業者における**RWE**の個
人データの処理管理状況に重大な変更があった
場合、遅滞なく**RWE**に通知するものとする。
- 21.2. 本第21条の違反は重大な違反を構成し、**RWE**は当
該違反を請負業者の**債務不履行**として**本契約**を解除
することができるものとする。
22. 情報セキュリティおよび重要インフラ
- 22.1. **RWE**は、情報セキュリティ、重要インフラ保護およ
びデータ保護に関連して、**RWE**が発行したまたは
RWEに代わって発行されたアンケートに回答するこ
と、インタビューに参加することおよび証拠を提供す
ることを請負業者に求めることができるものとする。
請負業者は、当該アンケートまたはインタビューにか
かる回答が回答時点及び将来において真実かつ正確
であることを保証するものとする。当該保証の違反や請
負業者による当該アンケートまたはインタビューにお
ける虚偽の回答は、**本契約**の重大な違反を構成し、
RWEは当該違反を請負業者の**債務不履行**として**本契
約**を解除することができるものとする。
- 22.2. 請負業者は、**RWE**の書面による明示的な許可なく、
RWEのコンピューティング・システムにアクセスし
てはならず、他者がアクセスすることを許可してはな
らないものとする。
- 22.3. **RWE**が事前に書面で承認した場合、**RWE**は請負業
者に対し、**RWE**のコンピューティング・システムへ
のアクセスを提供することができるものとする。
- 22.4. **RWE**が当該アクセスを提供する場合、請負業者は、
ウイルス対策またはセキュリティ対策を講じ、**RWE**
のセキュリティ要件に沿ったITポリシーおよび手順
(サプライヤーの向けサイバーセキュリティ基準を含
む。(Cybersecurity Standard for Suppliers
<https://www.rwe.com/en/products-and-services/supplier-portal/general-conditions/terms-of-delivery-and-service/>))
を遵守するものとする。
- 22.5. 請負業者は、**成果物**を提供するためにのみ付与された
アクセスを使用することができ、当該アクセスは、**RWE**
が同意したセキュリティ・ゲートウェイおよび/または
ファイアウォールを経由するものとする。
- 22.6. **RWE**は、請負業者に通知することなくいつでも、請
負業者による**RWE**のシステムへのアクセスを終了す
ることができるものとする。
- 22.7. 請負業者は、**RWE**のシステムに何らかの形で影響を
与える可能性がある、**RWE**のシステムへの不正アク
セスにつながる可能性がある、または**RWE**への**成果
物**の提供に影響を与える可能性があると請負業者が認
識した、疑わしい、実際のまたは脅威となるセキュリ
ティ・インシデント、セキュリティ侵害、異常なもし
しくは悪意ある活動もしくは事象および/または脆弱性
について、直ちに**RWE**(csirt@rwe.com)に通知し、
支援を提供するものとする。請負業者は、**RWE**のシ
ステムへの影響を最小化し、原状回復するための復旧
措置を実施し、**RWE**に対し当該復旧措置を通知する
ものとする。

22.8. 本第 22 条の違反は重大な違反を構成し、RWE は、当該違反を請負業者の債務不履行として本契約を解除することができるものとする。

23. 名誉毀損

23.1. 請負業者は、RWE の情報を使用し、RWE の名称もしくは RWE グループの名称の信用を失墜させる行為、RWE もしくは RWE グループの評判、営業権もしくは事業上の利益を毀損もしくはそれと相反する行為を行わないものとする。

24. マーケティングおよび広告

24.1. 請負業者は、RWE の書面による事前承諾なく、以下の各行為を行ってはならない。

- (a) 本契約に関する情報の使用
- (b) 参照目的またはマーケティング目的での RWE のサイト、施設または従業員の写真の使用

24.2. 請負業者は、RWE または RWE グループ内の会社の商号、商標またはロゴを単独で、または請負業者もしくは第三者の商号と組み合わせて使用してはならないものとする。

25. 行動規範

25.1. RWE および RWE グループは、<https://www.group.rwe/en/the-group/compliance/code-of-conduct/> に定める RWE 行動規範を遵守するものとする。

25.2. RWE は、請負業者が RWE 行動規範に定める行動原則を、請負業者と RWE 間の協力の基礎として受け入れることを期待する。

25.3. RWE は、請負業者に対し、国連グローバル・コンパクト・イニシアチブ (www.unglobalcompact.org) の枠組みで定められた人権、労使関係、環境保護および腐敗防止に関する原則を支持および実施することを約束すること、ならびに請負業者がその従業員等およびサプライチェーン・サポートにそれらを実施させるようにすることを期待する。

26. 腐敗防止

26.1. 請負業者は、直接的または間接的に、いかなる人物に対しても、不当な金銭的利益またはその他あらゆる種類の利益に該当する支払または便宜の供与、受領、申出または要求をしないことを誓約する。

26.2. 請負業者は、贈賄防止および腐敗行為防止に関連するすべての適用法令を遵守し、請負業者およびその従業員等が、かかる適用法令の違反に該当活動、慣行または行為に関与しないようにする。

26.3. 請負業者は、請負業者またはその従業員等による本第 26 条の違反の結果、RWE および/もしくは RWE グループに発生したまたはそれらが被った損失の一切につき、RWE および/または RWE グループを補償するものとする。

26.4. 本第 26 条の違反は重大な違反を構成し、RWE は、当該違反を請負業者の債務不履行として本契約を解除することができるものとする。

27. 反社会的勢力の排除

27.1. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者もしくは組織、暴力団準構成員、暴力団関係企業、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、反市場勢力またはその他これらに準ずる者もしくは組織を総称している。

請負業者は、請負業者もしくはそのグループ会社、または請負業者の知り得る限りにおいて請負業者もしくはそのグループ会社の法定代理人のいずれも、反社会的勢力でないこと、または資金提供、便宜供与、不当な優遇措置の申出等を通じて反社会的勢力との取引その他の関係がないことを保証するものとする。

28. 制裁

28.1. 「制裁」とは、欧州連合 (EU)、その加盟国または国連安全保障理事会が実施、管理または執行する経済制裁、金融制裁、輸出入規制または貿易禁止をいう。また、制裁とは、適用のあるブロッキング法の違反に該当する場合、または当該制裁の遵守が適用のあるブロッキング法の違反に該当する場合を除き、アメリカ合衆国またはイギリスが実施、管理または執行する経済制裁または金融制裁、輸出入規制または貿易禁輸をいう。

28.2. 請負業者は、請負業者もしくはそのグループ会社、または請負業者の知り得る限りにおいて請負業者もしくはそのグループ会社の法定代理人のいずれでも、以下の者に該当しないことを保証する。

- (a) 制裁が課された者
- (b) 制裁が課された者が所有または管理する者
- (c) 自国もしくはその政府に適用される制裁が課されている国もしくは地域 (現在、キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、クリミア およびいわゆるドネツク・ルハンスク人民共和国を含む。) に所在する者、当該国もしくは地域に登録されている者、または当該国もしくは地域に登録事務所を有する者

28.3. 請負業者は、本契約に関連する行為に関する限り、請負業者およびその事業活動に適用されるすべての制裁および輸出管理要件を遵守するものとする。

28.4. 請負業者または RWE が制裁または輸出管理規制に違反する結果となる場合、請負業者は、RWE から受領した物品を第三者に販売、供給または譲渡しないものとする。

28.5. 請負業者は、RWE が制裁または輸出管理規制に違反することとなるような作為または不作為を行わないものとする。

28.6. 請負業者は、本契約に関連して請負業者または RWE による制裁または輸出管理規制の違反につながる可能性のある事象または事項を認識した場合、直ちに書面により RWE に通知するものとする。

28.7. 請負業者は、請負業者またはその従業員等による本第 28 条の違反の結果、RWE および/または RWE グループに発生したまたはそれらが被った損失の一切につき、RWE および/または RWE グループを補償するものとする。

28.8. 本第 28 条の違反は重大な違反を構成し、RWE は、当該違反を請負業者の債務不履行として本契約を解除することができるものとする。

29. 人権

29.1. RWE は、従業員が搾取されないように保護し、適切な労働条件と労働安全衛生環境を提供し、国際人権基準を遵守するなど、自社の事業活動およびサプライチェーン全体で人権、労働者の権利、環境規制 (総称して、以下「人権」という。) を保護に努めている。RWE は、人権、労働者の権利、および環境規制の保護に関して適用される国内法 (ドイツのサプライチェーンデューデリジェンス法 (以下「LKSG」という。)) を含

- むがこれに限定されない。)を遵守し、**請負業者**および下請業者についても**請負業者**および下請業者がこれらの原則を遵守し、**適用法令**を遵守することを期待する。**RWE グループ**内では、Human Rights Supplier Contract Appendix (以下「**付属書**」という。)(<https://www.rwe.com/en/products-and-services/supplier-portal/general-conditions>)が適用される。**RWE**は、**付属書**に定める原則および義務の一切(特に、自らの事業領域およびサプライチェーンにおいて、同**付属書**に規定されている人権に関する規定につき支持し、導入することに努めること。)を**請負業者**が明示的に承諾し、常に遵守することを期待する。**RWE**は、**人権**の保護に関連する研修資料と背景情報を**請負業者**に対し提供する。**請負業者**は、**RWE**が提供する当該資料(または**請負業者**自身の資料(もしある場合))を利用して、**人権**の保護に関連して従業員を教育および訓練を行うものとする。
- 29.2. 両当事者はサプライチェーンに関連する**人権**に関するリスクを検証するため、相互に協力するものとする。当該検証を目的として、**RWE**は、**請負業者**の事業領域における典型的なリスク領域、ならびに当該事業領域において講じられてきたおよび/または必要な予防・是正措置に関する質問書を、**請負業者**に対し送付することができ、その場合、**請負業者**は当該質問書の回答期限内に質問事項に関し回答するものとする。
- 29.3. **請負業者**は、**請負業者**のサプライチェーンにおいて**RWE**に影響を及ぼす事象が発生した場合、または**人権**原則の違反があったもしくはそのリスクが高まった場合、適切な時期に**RWE**に通知する義務を負うものとする。
- 29.4. **RWE**は、**請負業者**または下請業者が**付属書**に基づく義務の不履行があることを示す十分な証拠または信頼のおける情報を得た場合、詳細な情報および証拠書類の要求、現地調査または監査(**RWE**もしくは第三者の監査機関による。)を実施することができる。
- 29.5. **請負業者**が当該原則のいずれかを明らかに履行せず、**付属書**に従って必要な予防・是正措置を講じることを拒否した場合、**RWE**は、行使可能なその他の救済措置に加えて、**請負業者**との**本契約**を解除する権利を有するものとする。
30. **サステナブルサプライチェーン**
- 30.1. **RWE**はサステナブルサプライチェーンの構築発展に貢献しており、**請負業者**も同様とする。**RWE**はその物品サービス購入または意思決定プロセスにおいてサステナブル上の要件を考慮、課することができる。なお、当該サステナブル上の要件には二酸化炭素の排出削減、再生可能エネルギープロジェクトへの支援、脱炭素化戦略、エネルギー効率、生物多様性への影響、サーキュラーエコノミー、安全衛生または**人権**上のものを含むが、これらに限られない。
31. **雇用主としての責任**
- 31.1. **請負業者**は、差別、平等、最低賃金、従業員の安全衛生および福利厚生を含む、労働法または雇用法に関連するすべての**適用法令**をその**従業員等**に遵守させなければならない。**請負業者**は、**従業員等**が有する**適用法令**上の権利の一切を認めるものとする。**請負業者**は、**請負業者**またはその下請業者による責任を発生し得る労働者派遣法(適用ある場合)、最低賃金法(適用ある場合)およびその他の法的規制の**請負業者**による不遵守に基づき**RWE**に対してなされたすべての請求の一切につき、**RWE**を補償および免責するものとする。
- 特に、**請負業者**は、**RWE**に対する請求の防御に関連して最善の方法で**RWE**を支援し、必要なすべての情報を**RWE**に対し提供することを誓約するものとする。
- 31.2. **請負業者**は**RWE**に対し、**本契約**に基づき**請負業者**の義務を履行するすべての**従業員等**が、就労に必要なすべての権利および/または就労許可証を有していることを保証するものとする。上記に規定する一般的な義務またはその他の義務に関わらず、**請負業者**は、従業員の権利を保護する**適用法令**(**請負業者**の**従業員等**に関連する最低賃金、最低年齢および安全衛生に関する規制を含む。)を遵守するものとする。
- 31.3. **請負業者**は、**本契約期間**中常に、かかる方針および手続を適切に実施し、かかる方針および手続の遵守状況を年1回またはそれ以上の頻度で定期的に監視するものとする。
- 31.4. **請負業者**が**本契約**に関連する業務に第三者の**従業員等**を雇用する場合(**請負業者**が第三者に下請けする場合を含むが、これに限定されない。)、**請負業者**は、**請負業者**が**本契約**に関連する業務を遂行するために当該第三者を任命する**契約**または雇用契約に**本第31条**と同等の本条項を規定しなければならない。
- 31.5. **本第31条**の違反は重大な違反を構成し、**RWE**は、当該違反を**請負業者**の**債務不履行**として**本契約**を解除することができるものとする。
32. **行動規範および雇用主責任の違反**
- 32.1. **RWE**は、適当な方法を用いて**本契約**上の違反の有無を検証判断する権利を有する。当該検証方法には、**本第35条**(**監査**)に基づく監査も含まれる。違反の事実、または違反の可能性につき確認された場合、**RWE**は、**本契約**に基づく権利または義務を損なうことなく、以下の行為を行うことができるものとする。
- (a) 遅滞なく当該違反、または違反の可能性への対処治癒を要請し、必要に応じ違反を是正するため実施された詳細な行動計画を、遅滞なく提供するよう**請負業者**に警告を発すること。
- (b) 当該違反、または違反の可能性に対処するまたは必要に応じて実際の違反を是正するまで、**本契約**を一時停止すること。
- 32.2. **請負業者**が違反の可能性に対処するまたは実際の違反を是正するために十分な機会を与えられた場合において、**請負業者**がそうしなかったと**RWE**が判断した場合、**請負業者**による**本契約**の重大な違反を構成し、**RWE**は、当該違反を**請負業者**による**債務不履行**として**本契約**を解除することができるものとする。
- 32.3. **請負業者**は、**本第25条**(**行動規範**)および**本第31条**(**雇用主としての責任**)における**請負業者**の責任違反、または関連する**適用法令**の違反の結果、**RWE**および/または**RWE グループ**の会社に発生したまたはそれらが被った**損失**の一切につき、補償するものとする。
33. **記録**
- 33.1. **請負業者**は、**本契約期間**中、サプライチェーンを追跡し、**本契約**に基づく義務(正確な請求書発行、情報セキュリティ、秘密保持義務およびデータ保護義務等。)の遵守を証明するために必要な**成果物**に関する記録を保管し、**適用法令**が要求する限りの期間において、それらを保管するものとする。
34. **監査**

34.1. **RWE** および/またはその監査人は、状況に応じて合理的な通知を行った上で、通常の勤務時間中に**請負業者**の施設およびその**従業員等**の施設に立ち入り、**請負業者**の施設および/またはその**従業員等**の施設において、**RWE**への**成果物の供給**および**請負業者**による**本契約**に基づく義務の遵守に関するあらゆる事項(**請負業者**の業務、施設、労働本条項、手順およびシステムを含め、あらゆる記録を含む。)を監査および/または検査することができるものとする。**請負業者**は、かかる監査を支援するために適切な資格を有する**従業員等**を提供するものとする。

35. 譲渡

- 35.1. **請負業者**は、**RWE**の書面による事前承諾なしに、**本契約**に基づく**請負業者**の権利および/または義務を譲渡、更改または移転できないものとする。
- 35.2. **RWE**は、**請負業者**の事前承諾なく、**RWE グループ**内で**本契約**に基づく**RWE**の権利を譲渡または二次許諾することができるものとする。
- 35.3. 民法第466条第1項にかかわらず、**請負業者**は、**RWE**の書面による事前承諾がない限り、第三者に対し債権を譲渡し、もしくは第三者に対し債権の回収権限を譲渡することはできない。

36. 下請

- 36.1. **請負業者**は、**RWE**の書面による事前承諾なく、**注文書**において明示的に許容されている下請の範囲を超えて**本契約**に基づく義務を下請業者に下請けしてはならず、また下請業者を変更してはならないものとする。
- 36.2. 下請業者の任命は、**請負業者**の義務および責任に影響を及ぼさないものとする。
- 36.3. **請負業者**は、その**従業員等**の作為または不作為につき、責任を負うものとする。
- 36.4. **請負業者**が**本契約**に基づく義務のいずれかを下請けする場合、**請負業者**は、**請負業者**と下請け業者との間の**契約**に**本取引約款**と同一の条項を含めなければならない。

37. 言語

- 37.1. **本契約**の言語は日本語とし、**請負業者**と**RWE**の間で**本契約**に関連して交わされるすべての通知、文書、通信およびその他の情報は、**RWE**が書面で別段の同意をしない限り、日本語によるものとする。

38. 紛争解決

- 38.1. **本契約**に起因または関連して紛争が発生した場合、**請負業者**および**RWE**は、相互に通知し、紛争を解決する権限を有する**請負業者**および**RWE**それぞれの代理人間の交渉を通じて紛争の解決を図るものとする。

39. 準拠法および管轄

- 39.1. **本契約**には日本法が適用され、**請負業者**および**RWE**はそれぞれ、**本契約**に基づきまたは**本契約**に関連して発生した紛争、請求または事項(**本契約**の主題および成立ならびに契約外の紛争および請求を含む。)については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとする。
- 39.2. 1980年国際物品売買契約に関する国連条約(ウィーン売買条約、1981年条約集第184号文書および1988年条約集第61号文書)の適用は除外されるものとする。